

あなたの家には住宅用火災警報器は設置されていますか!?

仁淀消防組合火災予防条例により、平成23年6月1日からすべての住宅に設置が義務付けられています。

今年度管内（いの町・日高村）の住宅を訪問し設置調査したところ、設置率49%、条例適合率33%となっており、全国平均設置率81.2%、条例適合率66.5%（平成30年6月1日時点）を大きく下回っています。

*設置率とは1個でも設置している場合。条例適合率は必要な個数を設置している場合。

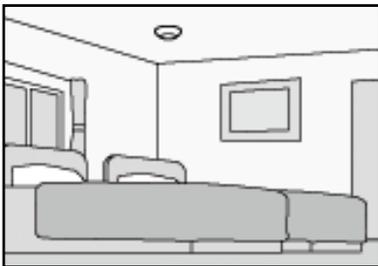
住宅用火災警報器は住宅火災で逃げ遅れによる死傷者を無くすことをめざし、全国的に設置が義務付けられています。住宅用火災警報器は火災の早期発見に大変有効であり、逃げ遅れによる死者を防ぐ切り札とも言えるものです。

設置されていない方は早急に設置してください。

設置場所

原則として煙式の機器を設置します。

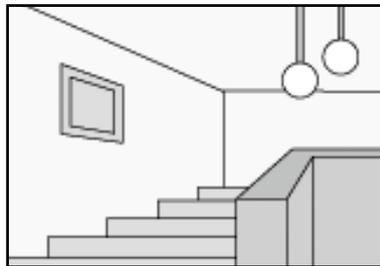
1. まずは寝室



※寝室の数に応じて設置が必要

就寝に使用する部屋に設置します。（普段就寝している部屋の中で、来客が就寝するような部屋は除きます。）

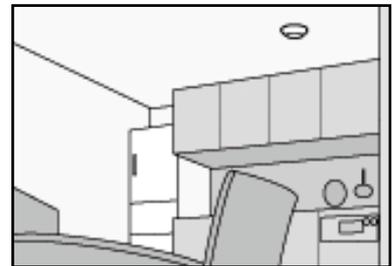
2. 次に階段



※階段に必要な場合

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井、又は壁面に設置します。（ただし、避難階（1階など容易に避難できる階）は除きます。）

3. さらにキッチン



※自主的に設置する場合

仁淀消防組合火災予防条例には火気使用場所等への設置義務はありませんが、熱式の機器を設置しておくことより安心です。

種類

住宅用火災警報器等には大きく分けて天井に取り付けるものと壁に取り付けるものの2種類があります。

さらに、どちらも家庭用電源（100V）式と乾電池式の二つの方式があります。



<天井取り付け式>



<壁取り付け式>

設置上の注意点

〈天井の場合〉

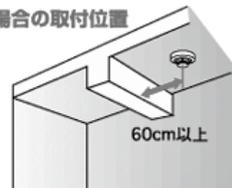
▼通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



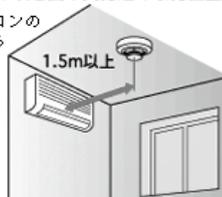
▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

